

Q6-7: 休日、祝日に関連する規定について説明してください。

雇用者は労働者に7日間に少なくとも1回の休息を与え、休日としなければなりません。また、労働基準法第37条では記念日、労働節およびその他中央所轄官庁が休日と定めた日はいずれも休暇にしなければならないとしています。記念日、労働節およびその他中央所轄官庁が休日は以下の通りです。

<記念日>

- 一 中華民國開国記念日(1月1日)
- 二 平和記念日(2月28日)
- 三 革命烈士記念日(3月29日)
- 四 孔子誕生記念日(9月28日)
- 五 国慶記念日(10月10日)
- 六 先總統蔣公誕生記念日(10月31日)
- 七 国父誕生記念日(11月12日)
- 八 憲法記念日(12月25日)

<労働節>

5月1日

<その他中央所轄官庁が定めた休日>

- 一 中華民國開国記念日の翌日(1月2日)
- 二 春節(旧暦1月1日から3日)
- 三 婦女節、児童節合併休日(民族掃墓節の前日)
- 四 民族掃墓節(旧暦清明節を基準とする)
- 五 端午節(旧暦5月5日)
- 六 中秋節(旧暦8月15日)
- 七 旧暦大晦日
- 八 台湾光復節(10月25日)
- 九 その他中央管轄官庁が指定するもの

しかし、実際の記念日および休日の運営は、週休二日制の普及にともない、行政院人事行政総処が各種関連規定に基づき、上記の記念日、休日等を毎年調整し、行政機関のサービス提供日のカレンダーとして発表しています。実務上、行政機関以外でも多くの企業がこのカレンダーに準拠しています。

なお、現在は記念日および休日が土日と重複した場合には振替えとなりませんが、2015年から振替えとなる見込みです。

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や普華商務法律事務所(PwC Legal)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。